

副教材を活用した指導事例

解説編(生徒用 p.6～29)について

1 解説編のねらいと構成

副教材を通して育成することを目指し、教育基本法第14条第1項に規定されている「良識ある公民として必要な政治的教養」は、公民科の科目「現代社会」や「政治・経済」における学習のみではなく、高等学校における教育活動の全体を通じて育まれるものである。

そのため、解説編は、公民科を担当する教員だけでなく、ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されている。学校や生徒の実態等は多様であるため、解説編に示した全ての項目を指導しなければならないというのではなく、適宜必要な箇所を選択して活用することが考えられる。その際、満18歳に達した高校生が有権者として初めての選挙権行使に臨むに当たって、必ず理解しておかなければならない事項や留意すべき事項は何なのか、という観点から指導計画を作成することが求められる。

また、例えば第2章「選挙の実際」の指導に当たっては、専門的知見や実務経験を有する選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして招き、実践編に示された「模擬選挙」の事前学習として位置付け、学年合同ロングホームルーム（LHR）を開催するなどの

方法も考えられる。あわせて、参考編に示された「投票と選挙運動等についての Q&A」を説明することなども効果的である。

解説編は、以下の5章及び適宜配置されるコラムによって構成されている。学校の授業で取り扱うだけでなく、家庭に持ち帰った生徒が、政治や選挙等について家族と話をするきっかけとして活用することも期待される。

第1章 「有権者になるということ」

第2章 「選挙の実際」

第3章 「政治の仕組み」

第4章 「年代別投票率と政策」

第5章 「憲法改正国民投票」

コラム

2 各章の指導に当たっての留意点

第1章「有権者になるということ」では、税の配分を取り上げて政治の働きを理解させ、有権者になるということは、このような政治の過程に参加する権利を得るとともに、政治の働きを通して世の中をより良くしていくための責任を負うことであると理解させることをねらいとしている。本章は、政治的教養を高め、有権者として身に付けるべき資質は何かということについて高校生に考えさせる際の導入としての位置付けである。授業の冒頭で、満18歳に達した日本国民は選挙権が得られることを説明して学習の動機付けとするなど、有権者としての自覚を促すことも大切である。

第2章「選挙の実際」では、高校生が、実際の選挙の流れを実感でき、投票日に主体的に投票所に向かい、投票できるような実践的な知識を身に付けさせることをねらいとしている。本章では、高校生にもイメージしやすいように、公示・告示から投票所における投票方法、開票までの流れを図示しつつ、具体的に示している。すでに中学校社会科公民的分野の学習で習得した知識と重なる部分もあるが、一方で、具体的な選挙運動の方法や、法律で禁止されている事項については初めて学習する箇所である。参考編に示された「投票と選挙運動等についての Q&A」と併せて取り扱うことなども効果的である。

なお、ネット選挙運動が解禁されてから、インターネットでの情報収集は行いやすくなっており有効な活用が求められる一方、選挙運動メールの送信・転送は禁止されており、さらに、18歳未満の者は選挙運動が禁止されていることをしっかり伝えることは極めて重要である。あわせて、自分は18歳でありインターネットを活用するなどの簡便な行為で選挙運動を行い得るとしても、下級生や同級生の中には18歳未満でそれらの行為ができない者がおり、同じような行為を勧めることは不適當であることに留意させる必要がある。

障害のある生徒においても、公職選挙法において、点字投票、代理投票、不在者投票などの投票方法が規定されている。障害の状況に応じて、投票所以外で投票する制度が講じられており、不在者投票では、選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等においての投票、あるいは郵便による投票が認められている。

第3章「政治の仕組み」では、選挙で選ばれた議員がどのような活動を行っているのか、議員や政党の果たす役割はどのようなものか具体例を用いて解説し、選挙が生徒自身の生活に具体的に影響を与えていることについて理解させることをねらいとしている。公民科の科目「現代社会」や「政治・経済」でも選挙の意義については学習することから、これらの科目における学習と関連させて、選挙を通した間接民主制の在り方について具体的に考察させることなども考えられる。

第4章「年代別投票率と政策」では、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっており、とりわけ20歳代など若い世代の政治的無関心、投票への意欲の低さが目立っていることについて、各種データを基に理解させることをねらいとしている。少子高齢化が進む我が国において、若い世代の低投票率が続くどのような弊害が生じる可能性があるかについて具体的に考察させ、有権者としての自覚を育むことが大切である。

第5章「憲法改正国民投票」では、日本国憲法第96条に規定されている憲法改正のための国民投票について、その具体的な手続きを定めた「日本国憲法の改正手続に関する法律」を踏まえ、国民投票の仕組みを図示しつつ、その流れを具体的に理解させることをねらいとしている。国民投票の投票権は満18歳以上の日本国民が有することとなるため、選挙権と同様に基本的な制度・仕組みについて理解しておく必要があるが、「広報周知」や「国民投票運動」の在り方については公民科各科目の学習内容として取り上げられていない場合が多い。副教材を用いて丁寧に説明することが求められる。

「コラム」では、明治維新、国会開設、普通選挙（大正期）、日本国憲法制定時などにおける政治参加の拡大の歴史とそれによる政治の変化について、人物等を通してトピック的に取り扱っている。また、海外の選挙権年齢なども紹介している。選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、選挙権の行使などを通して様々な政治課題の解決を図っていくことの意義に気付かせることが求められる。

実践編(生徒用 p.30～89)について

1 実践編のねらいと構成

政治的教養を育むためには、解説編にある政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解するとともに、そのような知識を踏まえ、

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を育むことが求められる。

このような力を育むためには、有権者となれば判断を求められる現実の具体的な政治的事象を題材として、正解が一つに定まらない問いに取り組み、今までに習得した知識・技能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合う活動など言語活動による協働的な学びに取り組むことが求められる。有権者として必要な政治的教養を育てるためには、学校教育の段階において、このような経験ができる実践的な教育を生徒に対して行うことが求められている。

そのため、実践編では、後ほど紹介する模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとする全ての教科において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方式を取り上げている（第2章「話し合い、討論の手法」）。

また、「話し合い」の手法の中でも、特に「ディベート」については、自らの考えとは逆の立論に立って話し合いを行う場合があり、より深い視野からテーマを掘り下げること也有可能であることから、その具体的な手法を紹介している（手法の実践①「ディベートで政策論争をしてみよう」）。

さらに、話し合いの基本となるのは、対象となるテーマについて現状を調査することである。各学校において話し合いのテーマを選択する場合、身の回りの地域の課題を取り上げることが多いものと考えられることから、地域の調査に当たっての基本的な視点を示している（手法の実践②「地域課題の見つけ方」）。

さらに、模擬選挙、模擬請願、模擬議会など実践的な教育活動を紹介し、ワークシートなどを中心として、実際の指導の流れに沿った教材を用意し、各学校において、自由に課題を設定して実践的な教育活動を行えるようにしている（第3章～第5章）。

なお、実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。各学校において、実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に認識しつつ、指導を行っていくことが求められる。

実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のような3つがえられる。

①「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」

実践的な学習活動は、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が一つに定まらない課題を題材として扱う。葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。

②「学習したことを活用して解決策を考える学び」

実践的な学習活動は、高等学校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い考える活動や地域の人との意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

2 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たって、多くの場合現実の具体的な政治的事象を題材とすることとなる。現在でも、例えば、公民科「現代社会」の導入として、現代社会における諸課題（「生命」、「情報」、「環境」など）を取り上げることが学習指導要領で求められており、また、学習指導要領解説においては、クローン技術と生命の尊厳、プライバシーと情報公開、熱帯雨林伐採などを取り上げることが例示しているところであり、従前より現実の具体的な政治的事象についても、高校の現場で指導に当たって取り上げられてきている。

このような指導を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、実践に

基づく留意点が各学校で蓄積されているところであるが、下記のような点に配慮して学校として校長を中心に組織的に取り組むことが求められる。

- ①現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多い。
また、地域の課題などについては保護者も含め生徒の周囲の者が、現実の利害の関連等を持つ場合があるなど、国民の中に種々の見解がある。また、現実の具体的な政治的事象について種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であり、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。
- ②さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要である。
- ③その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意することが求められる。

なお、指導に当たっては、新聞など様々な資料を活用することが考えられる。その際、教員が授業に当たって使用する補助教材（いわゆる副教材）については、平成 27 年 3 月 4 日初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意し、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要がある。

また、新聞等を活用する場合も多いと考えるが、新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述していることから、現実の具体的な政治的事象を取り上げる際に副教材として使用する場合には、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められる。

- ④さらに、現実の具体的な政治的事象について指導で取り上げる場合には、教員が複数の観点について解説し、生徒に考えさせることが求められる。そのため、生徒の話し合いが一つの観点についてのみ終始し議論が広がらない場合などに、教員が特定の見解を取り上げることも考えられる。さらに、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示することも考えられる。

しかしながら、教員は自らの言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することが求められる。

また、今回の公職選挙法の改正により選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、選挙権を有する生徒が参加して実践的な活動を行うことが考えられる。政治的な教養を育むた

めに行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的とするものではなく、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、その資質・能力を育むという点で満18歳以上の生徒とそれ以下の生徒を区別する必要はない。

しかしながら、特に選挙運動期間中においては、公職選挙法に基づき満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党等に投票するよう呼びかける場合などには、公職選挙法上満18歳未満の者に禁止されている選挙運動となるおそれがあることから、留意が必要である（p.50 参照）。また、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は妨げることをしないよう特に留意することが求められる。

これらの活動については、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報などを進めている議会事務局などと連携することによって、学校側の負担を軽減するとともに充実した教育活動を行うことが期待される。校長以下学校として組織的に関係機関と連携することが期待される。

また、先述したように、取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定される。

学校で取り組む実践的活動については、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開することによって、学校の活動を正確に理解していただくよう配慮したりすることも有効である。特に、保護者や地域の人々の協力を得て活動に取り組む場合には、活動の趣旨を説明することが求められる。

また、政治的教養を育む教育の充実が図られるよう、教育委員会等においても、各学校における好事例や指導上の工夫をまとめたり、教員の研修を行ったりするなどの取組が期待される。さらに、都道府県単位で選挙管理委員会と教育委員会等関係部局が連携を図ることにより、各学校に対する協力が円滑に進むことも期待される。

実践編：話し合い、討論の手法(生徒用 p.32～37)

1 解説と指導上の留意点

本章は、「話し合い、討論」の手法について、教員指導用として留意点を加えるものである。

1. 話し合いの推進とその効果

話し合いや討論は、各教科等において積極的に行われることが期待される学習活動である。

話し合いや討論を行うに当たっては、事前に必要な情報を収集し分析したり、反論を想定して自分の考えを整理したりすることにより、自分の考えや意見の根拠を明確にして論理的に述べることに資するとともに、相手の立場や考えを尊重しつつ、考え方がまとまっていない事柄について合意を図ったり、より良い方向性を見出したりすることに資することとなる。

また、ホームルーム活動や生徒会活動などの特別活動では、生徒が自分たちの身近な事柄の中にルールなどの決まりを設けたり、身近な事柄における課題を解決したりするために、話し合いや討論が行われる場合が多い。

このように、話し合いや討論は各教科等の学習はもとより、生徒の自主的・自発的な活動も含めて、様々な場面で行われることが期待されるものであり、充実した話し合いや討論が活発に行われるような工夫が求められている。

2. 話し合いの基本

① テーマ

身近な地域や生活の中に関連付けられる課題、自分たちに関わる問題だと意欲的に取り組みやすい。

公民科、総合的な学習の時間などでは、論争的な問題、時事的な問題を取り上げることが考えられる。その際、社会的な主張を両論併記できるようなものを選択する。現実の政治の中で、「今、何が問題になっているのかを知ること」＝争点を知ることが大切である。

特別活動では、話し合いのルールづくり、ホームルームや生徒会等に関する問題がテーマになる。話し合いのモチベーションを高める要素として、合意形成されたことが実行されるか、実現されるかが重要である。ホームルーム活動での話し合いでは実践できることをテーマに設定することが可能であるし、社会と直結する切実感ある課題を設定することもできる。また、決められたルールなどが実践されているかを事後学習することもできる。下記のような点に配慮して、テーマを設定することが大切である。

- ・テーマを参加者が話し合って決めるとモチベーションが高まりやすい。

- ・テーマは吟味して、そのテーマを話し合う必要性を共有することが大切である。
- ・議論が拡散することを防ぐために、テーマを明確な問いのかたちで示すこと、実際の具体的な問題を取り上げることも有効である。
- ・テーマ設定により、特定の考え方の枠内での議論にならないようにする。例えば「○○を防ぐためには何が有効か」とすると、○○は否定されるものとの前提に立った設定になっていることに注意する。

② ルール

ここでは、話し合いについて2つの事例におけるルールを紹介する。

(1) 「木津川上流住民対話集会」

国土交通省の河川事務所が主催した「木津川上流住民対話集会」の事例である。

この集会では、**3つの原則**として「誰もが自由で平等な発言ができる」、「創造的な話し合いにする」、「皆が合意形成に向けた努力をする」を提示した。さらに**7つのルール**として、①「自由で対等な立場で発言しよう」、②「特定個人や団体の批判はしない」、③「参加者は立場をこえて議論しよう（参加者の見解は所属団体の公式見解とみなさない。あくまでも、その人個人の見解とみなす）」、④「分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がけよう」、⑤「客観的な事実の認識と、人の心情との理解を区別し、また、その両方に配慮しよう」、⑥「そのつどの対話集会でまとめを必ず行い、合意された事項を確認しよう」、⑦「多様な意見があることを認めた上で、創造的な話し合いを心がけ、意見の違いをこえて提案の作成を目指すとともに、合意された文書は全員の責任において確認しよう（多数決は行わない。両論併記はできるだけ避ける）」を提示し、参加者はこれらに合意した上で話し合いを行っており、ルール設定の一つの方法として参考になる。

(2) 高校生熟議2012

「熟議」とは、協働を目指した対話を示すものであり、「多くの当事者が集まって」、「課題について学習・熟慮し、議論をすることにより」、「互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに」、「解決策が洗練され」、「施策が決定されたり、個々人が納得して自分の役割を果たすようになる」ことといった一連のプロセスを指す。

文部科学省に設けられた「熟議」に基づく教育政策形成の在り方に関する懇談会によって、**熟議カケアイ参加の五箇条**として、①【発言する前に】資料や他の人の発言をよく読んで理解しましょう、②【発言する時に】毎回、挨拶からはじめましょう、③【発言する時に】簡潔に、分かりやすく伝えましょう、④【発言する時に】人を傷つけない発言を心がけましょう、⑤【議論の途中で】共感や感想、考えの変化なども投稿しましょう、などのルールが示された。

この報告を受け、例えば「高校生熟議2012」として、高校生を対象としてインターネット上で熟議が行われた。

③ 場づくり

各グループでの話し合いの結果を生徒が発表する時は、教員は聞く側の生徒たちを間に挟んだかたちで、発表する生徒の対角に立つなど、発表する生徒の視線が教員と生徒の間で泳がないように工夫する。

グループ学習では発言するが学級全体での話し合いになると発言しない生徒が出てくる。そのため、例えば各グループの話し合い結果を把握して、相違点、一致点などを考慮して発表する順番を組み立てるなど、生徒の関心を持続させる工夫をする。

生徒の発表を、他のグループの生徒が横柄な態度で聞いていたのでは、発表する生徒もやりづらい。聞く態度などにも注意を払わせるようにする。

話し合いを適切に進めるためにはファシリテーター役としての教員、司会（生徒）の働きが重要だが、司会役がいつも同じ生徒であったり、教員がリードする場面が多いとそれに依存してしまい、当事者意識が希薄になることがあることに留意する。

3. 話し合いを深める方法

① 話し合いの見える化

話し合いの参加度を高めるためには、「話し合いの見える化」が必要である。

例えば、黒板、ホワイトボード、ミニホワイトボード、模造紙などを使って話し合いの見える化を心がけると、参加度が上がる。

話し合いに入る場合、目的、テーマ、進め方、ルール、時間などを参加者で共有してから行うが、常にそれらを意識するために模造紙などに書いて張り出すことが大切である。途中経過をチェックすると、限られた時間の中での進行がよりスムーズになり、話が途中でそれたときにも軌道修正がしやすくなる。

また、発言者の意図が、聞く人の思い込みなどにより違った解釈をされることがあるが、意見を書き出して共有していると、その場で修正され、正しく理解される。発言の内容がよく理解できないときは、言い換えや具体例の提示を求めるとよい。

さらに、時々議論を整理して対立点を明確にし、焦点をしぼると理解が深まる。

付箋紙は情報を自由に動かせ、書き足せる。ホワイトボードは書き直しが簡単なので、試行錯誤を反映させることができる。

② 指導上の留意点

相手の主張の根拠などが間違っていることに生徒が気付かなかったり、視点に重要な見落としがあるときは、教員やゲストティーチャーが資料を提示するなどしてサポートする。

ルールを提示しているにもかかわらず、他者の話に聞く耳を持たない、他者の意見を一方的に批判する、話題から大きく外れた発言をする、代案を示さない、全く発言しない、司会役の生徒が独断で進行するなどが見られ、かつ生徒間でその事態が解消することができない場合は、教員が指導する。

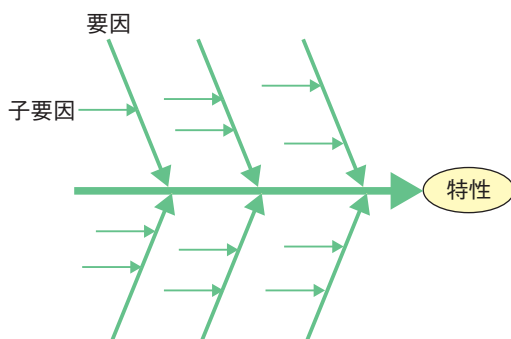
グループ学習の進行管理、生徒の話し合いへの参加を働きかけるために、教員が途中で話しかけることは当然ある。しかし、例えば課題などの再確認のために、生徒たちの話し合いが進んでいる最中に発問を繰り返すなどして話の腰を折ってしまう場合があることに注意する。また、生徒からの質問・疑問に直接教員が回答することによって、グループ内での話し合いによる学習が低下することがあることにも留意する。

ワークシートにあまり細かく指示を書き込むと、議論を誘導することにもなるので注意する。

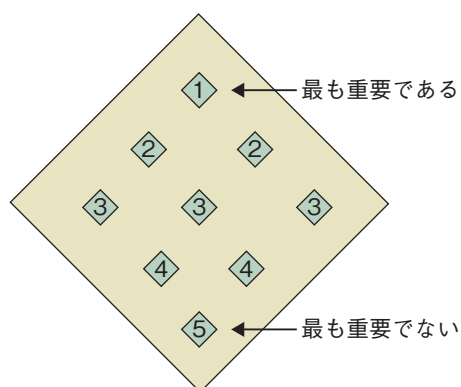
③ ツールの活用

生徒用副教材で提示したブレインストーミング（発想法）やKJ法（整理法）の他にも、問題（＝特性）の主だった原因（＝要因）との関係を魚の骨のような図解にして分析する「特性要因図法（魚の骨）」や、複数の結論を順位付け、ダイヤモンド型に並べて分析する「ダイヤモンド・ランキング」など多様な思考ツールがあるので活用する。

● 特性要因図法（魚の骨）



● ダイヤモンド・ランキング



4. 「振り返り」について

生徒用副教材に振り返りの視点を挙げたが、教員による評価、指導では具体的に示すことが必要である。

生徒の話し合いの技術を向上させるために、生徒による相互評価を行うとよい。さらにグループ学習において、4人のグループメンバーの他に1人観察役の生徒を置き、第三者の視点で話し合いをチェックさせる方法もある。

ディベートで政策論争をしてみよう (生徒用 p.38 ~ 43)

1 解説と指導上の留意点

本項では、ディベートの手法を用いて政策論争を行う際の具体的な進め方、及び留意点について解説する。

1. 論題の決定と班編制

① 論題の決定

まず実施する論題を決定する。各クラス5試合行うのならば、5つの論題を選んでもよいし、同じ論題の試合があってもよい。また、学年共通の論題があると、各クラスに横のつながりが出てくる。なお、生徒用副教材で例示している「サマータイムを導入すべきである」という論題が難しいようならば、更に身近な論題にしてもよい。

② ディベートの班決め

ディベートは、「4人1班（立論と相手の質問への回答者1名、相手の立論への質問者1名、第一反駁1名、第二反駁1名）」が原則だが、1班5～6人編成にし、リサーチャー専門の生徒を作ってもよい。また、41名クラスの場合は、「5人」の班が1班できるが、その場合は役割分担の中で対戦相手からの「質問対応」を独立させ、「立論」、「質問対応」、「質疑」、「第一反駁」、「第二反駁」とし、5人全員が発言できるようにする。

ディベートの班決めは、「友達と一緒にがよい」などで班を決めるのではなく、「自分の参加したい論題」を優先するよう十分説明する。また、「一つの論題に8人が集まり」、「その8人を4人と4人に分けるとき」と一つの論題で2つの班ができてから「肯定否定を決めるとき」は「くじ引き」とするとよい。

肯定否定を「生徒に決めさせてほしい」といわれることもあるが、「自分が賛成のテーマでも、反対の立場から考えることは重要である」ことを説明し、理解させることが必要である。

2. ディベートの解説

① ディベートとは何か

(1) ディベートは机上のものではなく、自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行うものである。また、賛否の明確な資料に基づき、考え、意見をまとめて根拠を示して発言する活動であるため、様々な教科、総合的な学習の時間、特別活動などに応用できる教育メソッドである。そして、今回は、ディ

ベートの論題を「政策論争」にしぼり、投票行動の際の指針を形成することを目的としていることを説明する。

(2) 授業計画を示す

- A. 論題の決定と班編制…………… 1 時間
- B. ディベートの解説・準備時間…… 1～3 時間
- C. ディベートの実施…………… 3～5 時間
- D. まとめとアンケート実施…………… 1 時間

※準備時間は、放課後などを利用させることにすれば、設定しなくてもよい。

(3) 生徒用ワークシートを利用し時間配分を示す。

※「時間配分」については、時間を短くしてもよい。ただし、1 時間で 1 試合を前提とするならば、示した時間配分が最長となる。

※「時間オーバー」に関しては、「話している文章が終わるまで続けてよい」とか、「時間が来たら、文章の途中で終わりとする」など、ルールを決めることが求められる。

(4) 勝敗は、「メリット>デメリット」なら肯定側の勝ち、「メリット≤デメリット」ならば否定側の勝ちとなることを説明する。

※ディベーター以外の生徒（聴衆）も、採点表（p.31 参照）を使いジャッジ同様に採点を行い、投票させて「聴衆による勝敗」を決めてもよい。これは聴衆の傾聴能力を高めると同時に、自分（聴衆者）とジャッジの評価や判定のプロセスを比べることによって、自分の考察をチェックさせるためである。また、採点表にはディベーターに対する「アドバイス」欄を設け、その「アドバイス」をディベーターに還元すると、ディベーターは自分の議論を振り返ることができ、非常に勉強になる。

(5) ジャッジは勝敗を決めると同時に、肯定側・否定側とも「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を具体的に講評し、ディベーターからの質問に応じるとよい。また、ジャッジを外部から招くと「第三者の審判」という公平感、信頼感が生まれる。

② ディベート全体の注意点

- 証拠資料は「一次資料」に当たること、資料の趣旨を変えてはならず、出典と著者を明らかにすること、インターネットの情報収集の注意などの説明をしておく、情報リテラシーを身に付けることになる。
- 資料カードの作成方法（1 枚のカードに要素は一つ、出典を示す、見出しや整理番号で整理しておく、すぐ取り出せる、など）を説明すると、情報管理の基礎知識が身に付き、レポート作成力や思考力が伸びていくことになる。
- 想定問答集などを作成させると、賛否双方を考えて資料を集め、相手の論理を予想して

反論を考えるなど、思考力・判断力を高めることができる。

- 立論を試合前に交換しておき、議論のすれ違いを防ぐことも効果的である。
- 立論終了後に出された新論点は無効とし、判定の対象外（レイト）とする（ただし、減点の対象にしない）。また、肯定側は必要性を立証できるならば、いかなる現行法規（憲法、法律、条例、条約など）も改正・廃止してよいことを説明する。
- 前年度録画しておいた先輩のディベートがある場合は、その様子を見せながら解説を行うと効果的である。また、各局面（立論、質問など）を文字に起こしておき、それを読みながらVTRを見ると理解が深まる。

③ 各局面の解説

ディベートの各局面の注意点を挙げる。今回取り上げた「サマータイムを導入すべきである」という論題についての具体的な注意点は、生徒用副教材に示している。

- (1) 立論：ディベートの最初にするスピーチである。否定側はデメリットを主張する。

※生徒用副教材では、否定側立論は例示していないが、否定側は次のことに注意して立論を行う。

A. その論題の内容を実施しないこと（＝現状維持）の必要性（デメリット）を論証する。一般的に下記のことを論証する。

- a. 現状を維持する方が変更するよりましであること。
- b. 肯定側のプランだと逆効果・問題点が生じてしまうこと。
- c. 「現状維持による弊害」は「肯定側プランの実施による逆効果」より小さいこと。

B. このディベートでは、否定側は現状維持の立場をとることとし、肯定側へ別のプラン（カウンタープラン）を示すことはできないこととする。

- (2) 質疑：相手側立論の根拠等の確認を行う。生徒用副教材では否定側質疑を例に取り上げている。

- (3) 第一反駁：相手の議論が誤っていることを証明し、自分の議論を正当化する場である。反論しないと、相手の反論や主張を認めることになることに注意させる。また、「反論」は相手の立論を受けて押さえ込むと同時に、自分たちの立論を主張する場である。そのため、たくさん論点を出せばよいのではなく、審判などへ効果的な説得を心がける必要があることを理解させる。

- (4) 第二反駁：最終見解を述べ、自チームの主張を再確認する場である。生徒用副教材では、最後に行う肯定側第二反駁を例に挙げている。

- (5) 判定（ジャッジ）：勝敗は、重要性和深刻性の「質」×「量（発生の確率）」を比較して決まることが多いということに注意させる。

3. アフターディベート

ディベートについては問題点も指摘されている。自分の意見と違う事例を調べるほど逆の意見に傾く、勝敗と論題の「価値」は違う、論争テクニックだけを磨いている、などである。

そのため「アフターディベート」の重要性が指摘されている。その内容を次にまとめる。

① ディベート当日

- (1) 教員は、特に負けた方の生徒に対し、ジャッジのフローシートなどを示して、「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を理解させ、アフターケアを行う。
- (2) ディベート当日のジャッジの講評でも「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を具体的に指導してもらい質問に応じると更に良い。

② アフターディベート

- (1) ディベートへの取組や、ディベートによるスキルの向上などを確認させるアンケートを実施し、ディベートによって獲得できたスキルなどを確認させる。
- (2) ディベート実施後、生徒の持論に大きな変化が起きることが多い。そのためレポートを課し、最終意思決定を行わせる。その際、自分の持論にとらわれずに、ディベートでの相手の意見やジャッジのアドバイスを受け、客観的な意思決定になるように指導する。

このような指導・助言を繰り返すことによって、生徒は単なる「勝ち負け」重視からディベートの「目的」を理解するようになる。

ディベートの目的

自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行う。

2 参考資料

●会場例



●資料カード例

見出し：所得税の税率	整理番号：25
所得税の税率は、平成 27 年分以降は 5% から 45% の 7 段階	
195 万円以下→ 5% (0 円) ☆ () 内は控除額	
195 万円～ 330 万円以下→ 10% (97,500 円)	
330 万円～ 695 万円以下→ 20% (427,500 円)	
695 万円～ 900 万円以下→ 23% (636,000 円)	
900 万円～ 1,800 万円以下→ 33% (1,536,000 円)	
1,800 万円～ 4,000 万円以下→ 40% (2,796,000 円)	
4,000 万円超→ 45% (4,796,000 円)	
出典：国税庁 HP	作成者：小川

●採点表例

ディベート採点表

_____ 組 _____ 番 氏名 _____

評価基準	肯定側	否定側
論理的かつ効果的で、説得力ある弁論だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
内容は多角的で、深く検討されていたか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
資料やデータの用意や分析は十分だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
相手の主張を正しくとらえ反論できていたか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
表現や態度は適切だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
肯定側へのアドバイス	否定側へのアドバイス	

1 本手法の特徴

この活動は、「ディベートで政策論争をしてみよう」と同様に、話し合いや討論の根拠を調べたり、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」などの実践的な学習活動の中で用いる学習手法の一つとして位置付けられる。

一般的に社会経験の少ない高校生が、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育むためには、その前提となる活動として、例えば自分が住んでいる（あるいは学校のある）身近な街の実際の状況を知り、その中から自ら解決すべき課題を見出すことなどが考えられよう。そこでこの活動では、地域調査の基本的な手法を身に付け、実際に調査を行ってみることを通して、生徒自身がより良い社会を形成していく「街の主役」であることについて自覚させることをねらいとしている。

なお、この活動における「街」とは、身近な地域の調査を通してとらえることのできる、いわば直接経験している地域の規模のことである。したがって、この活動における調査対象地域は必ずしも行政区の市町村を意味しているわけではなく、実際には市町村より小さな学区域を基にした地域であったり、複数の市町村にわたって設定したりする場合も考えられる。

2 解説と指導上の留意点

この活動は、地理歴史科、公民科、総合的な学習の時間、特別活動など様々な教科等において実施することが可能である。

特に、地理歴史科の科目「地理A」の内容(2)「生活圏の諸課題の地理的考察」の中項目「ウ 生活圏の地理的な諸課題と地域調査」、科目「地理B」の内容(1)「様々な地図と地理的技能」の中項目「イ 地図の活用と地域調査」における学習内容との関連が深いが、「地理A」、「地理B」は共に地理歴史科における選択履修科目であり、必ずしも高等学校に在籍する全ての生徒が履修するとは限らない。そのため、この活動を適切に実施するためには、中学校までに全ての生徒が確実に学習した内容を踏まえ、それを発展させるようにすることが求められる。

そこで中学校の教育課程に目を向けてみると、生徒は、中学校社会科（地理的分野）の内容(2)「日本の様々な地域」の中項目「エ 身近な地域の調査」において、地域調査に関する基礎的な力を身に付けて高等学校に入学してきていることが分かる。教員は、自校の生徒が中学校段階でどのような地域調査を行ってきたのか把握した上で、更にその力を

進展させるよう指導上の工夫を講じることで、より一層効果的な学習活動とさせることが期待される。

また、副教材の他の学習活動との関連に目を向けてみると、例えば、この活動を、地方公共団体の首長や地方議会に関する「模擬選挙」や、「模擬請願」を実施する際の事前学習として位置付けたり、「模擬議会」を実施する際の議案や「ディベート」論題を何にするか決める際の資料収集場面として位置付けたりすることが考えられよう。

なお、あくまでも学習手法としての位置付けであるため、単元計画を作成する際、連続してまとまった時間を設定することが困難な場合には、この活動の前半部分である地域調査は1学期に特別活動で実施し、自分と街、政治との関わりを考察させる後半部分は2学期に公民科で実施するなど、教科等を切り離して実施することもできる。

参考 学習指導要領における主な記述

○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

[地理的分野]

2 内容 (2) 日本の様々な地域

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

3 この活動の実施に当たって必要なもの

- 各種統計資料，地図帳：生徒に準備させる。また，図書館，インターネットなどを通しての情報収集を行うことが考えられる。
- 行政発行広報誌：あらかじめ連絡することで，各班に1部程度は市区町村役場から提供していただける可能性がある。
- 議会情報誌：事前に議会事務局に問合せをすることで，情報誌（議会だより）を提供していただける可能性がある。
- 議会議事録：インターネット上に公開されている場合もある。

実践編：模擬選挙(1)(生徒用 p.52～61)

1 本学習のねらい

本章で取り上げる模擬選挙(1)は、実際の選挙ではなく、架空の選挙として行うものである。架空の選挙として行うことにより、学校の計画に基づき自由な時期に行うことが可能となる。また、架空の候補者や政党を設定し行うことから、公職選挙法にとらわれず、より自由な学習活動を行うことができるという利点がある。

このような利点を生かして、模擬選挙を通じて選挙や政治に関心を持たせ、個人として現実の政治的課題を把握し、深く考え、判断するという学習効果とともに、投票前に学級等で議論を行うことによって生徒の考えを深めていくという効果を期待したい。

また、生徒用副教材では、知事選という地方自治に関わるテーマ設定を行っており、生徒が身近な課題を題材に学習を行うことができるようにしている。

なお、これらの活動は選挙管理委員会等の協力を得ることにより効果的な活動となることが期待される。以下では、福島県選挙管理委員会が福島県教育委員会との連携の下、県内の高校で実施している常時啓発事業「未来の福島県知事選挙」の事例による知見を踏まえて紹介する。

2 解説と指導上の留意点——未来の知事選の内容

1. 事前学習(公民科や総合的な学習の時間等 2～3時間 教員担当)

事前学習は、「高校生に自らの地域の課題について真剣に考え、自分なりの意見をもってもらおう内容『生徒に考えさせる事前学習』」を基本とし、各学校が、実情に応じて自由にアレンジすることを想定している。標準的な内容は、以下のとおりである。

① 個人学習(1時間)

生徒は、新聞記事等から、自分が考える自らの地域の課題を3つ選択し、「選択理由、課題の現状、自分の意見」を「ワークシート①」に整理する。

② グループ学習(1時間)

4人程度のグループに分かれ、生徒一人ひとりが選択した課題について「選択理由、課題の現状、自分の意見」を発表し、他の生徒と意見交換を行う。他の生徒の意見も参考に、「ワークシート①」を整理(加除修正)し、自分の意見を確定させる。

③ 選挙公報等の配布(1時間)

①、②により、生徒に自分の意見を明確化させた上で、候補者の選挙公報等を配布する。

選挙公報等は選挙管理委員会等が準備することを想定している。

生徒に自分の意見と候補者の政策を比較させ、「ワークシート②」を使って候補者を評価させる。

この評価結果が、投票する候補者を決める際の判断基準となる旨を説明する。

④ 選挙に関する実践的知識の学習(前述①～③の時間の一部を充てる)

生徒用副教材の解説編を使用し、実際の選挙のスケジュール、投票方法、選挙運動の種類、候補者の政見を知る方法等の実践的知識を学習する。

〈事前学習のショートパターン〉

事前学習を3時間確保できない場合は、以下の授業展開により2時間で実施することも可能である。

〈パターン①〉①の「個人学習」を課題(宿題)とし、「グループ学習」から行う。

〈パターン②〉「ワークシート①②」を使わず「ワークシート③」を使用する。

「個人学習」で最初から候補者が作成した選挙公報等を使用し、候補者の政策を「評価できる政策」と「実現に疑問を感じる政策」に区分させる。また、候補者の政策の中で「分からない用語や気になった用語(キーワード)」を整理させる。キーワードについては、自主学習で調べさせる。

その後、「グループ学習」で意見交換を行う。他の生徒の意見も参考に、自分の意見を確定させる(③は割愛)。この評価結果が、投票する候補者を決める際の判断基準となる旨を説明する。

2. 合同個人演説会(又は政見放送上映会)の開催 (公民科や総合的な学習の時間等 1時間 選管担当)

生徒を体育館や視聴覚教室等を集め、候補者が生徒に対して政策を訴える。選挙公報等の文章では伝わらない候補者の「表情、声、雰囲気、表現力等」を感じることができ、生徒が持つ候補者への印象や評価も変化する(実際の選挙でも選挙公報等の文章だけでなく、あらゆる観点から候補者を評価しなければならないことを実感できる)。なお、演説会等の準備・進行は、ノウハウをもった選挙管理委員会の協力の下で行うことにより学校の負担軽減を図ることができる。

・合同個人演説会

各候補者がパワーポイントを用い、独自の政策について6分程度の“生演説”を行う。

最後に、生徒と候補者との質疑応答を行う。

・政見放送上映会

各候補者の政見を事前収録した政見放送を上映(合同個人演説会での演説と同内容)。

未来の知事選挙候補者の政策を分析・評価しよう！

※候補者の政策を「評価できる政策」と「実現に疑問を感じる政策」に分けてみよう。
※候補者の政策の中で「分からない用語や気になった用語（キーワード）」を調べてみよう。

() 候補

○ 評価できる政策	× 実現に疑問を感じる政策
キーワード	(例) ワークシェアリング 労働者一人当たりの労働時間を短くすることで、社会全体の雇用を増やすという考え方。多くの場合、一人当たりの賃金は減る。
他の人の意見で参考になったもの	

3. 投票、開票(いずれも放課後等 30分 選管担当)

本ケースでは、投票は強制ではなく自由投票とし、生徒の自由時間である放課後等に投票時間を設定している（授業内での実施も可能である）。

以下のとおり“実際の選挙さながらの雰囲気”で、投開票を体験する。

なお、投開票所の設営、運営等は生徒が参加し、選挙管理委員会の協力の下で行うことが期待される。

① 投票

- 教室に再現された投票所で、実際の選挙と同じ方法で投票する。
→投票所入場（整理）券の事前配布、選挙人名簿による受け付け（生徒の出席番号が選挙人名簿番号）。
- 使用する投票箱、投票記載台、投票用紙は全て実際の選挙と同じものとする。
- 生徒が投票管理者、投票立会人、投票事務従事者の役割を体験する。

② 開票

- 実際の選挙で使用する開票トレイ等を用い、生徒が開票を体験する。
→投票の仕分け、投票の効力（有効、無効）の判定、投票の計算、投票の確定等を生徒が体験する。
- 投票・開票風景



4. 振り返り(公民科や総合的な学習の時間等 1 時間 教員担当)

本時は、選挙結果の発表と併せて、候補者を選ぶ基準について改めて生徒個人の考えをまとめさせる時間とする。その際、ワークシート②で作成した「候補者の評価表」が自分自身の投票の際の判断基準となっていたことに気付かせるとともに、他の生徒の判断基準が自分のものとは異なっている場合も多いことを理解させる。そして、これら多様な判断基準の下で行われた投票の結果として当選者が決定されることを体験的に理解することで、議会制民主主義を支える選挙の意義や、投票を通じた政治参加の在り方を考察する機会としていくことが求められる。

3 評価の視点

- ・現代日本における地方自治と選挙に対する関心を高め、選挙を通じた政治参加の在り方について考察しようとしている。
- ・地域の課題を自ら見出し、模擬選挙を通して課題解決の在り方について多面的・多角的に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
- ・地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。
- ・選挙制度、選挙を通じた政治参加の重要性について理解し、その知識を身に付けている。

4 参考資料

以下、選挙と同じ雰囲気、臨場感を体験できる工夫について紹介する。

●教室に投票所を再現



● 投票用紙 (BPコート紙)

未来の福島県知事選挙投票

一 候補者の氏名は、欄内に「人」書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

選挙管理委員会

● 投票所入場券

〇〇高校 未来の有権者 様

未来の福島県知事選挙 投票所入場券

投票日 平成 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 まで

選挙人名簿番号 1-1 番

投票区 投票所 社会科教室

【投票のお知らせ】
・ 投票日にはこの入場券を本人がご持参ください。
・ この入場券を紛失しても投票できますので、当日係員へ申し出てください。

福島県選挙管理委員会

● 選挙運動用ポスター



● 選挙公報

未来の福島県知事選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

若者が変わる。福島が変わる。
～実現すべき3つのITE～

Improving Terms of Employment ～労働条件の改善～
ワークシェアリングを中心とした労働状況・条件の改善を図る。具体的には月当たりの残業時間に制限を設ける、賃金を抑えた正規雇用を増やし就職口を拡大させるなど。

Increasing The education Expenditure ～教育予算増量～
教育予算を増やし学校を開設。ただの学校ではなく各専門分野に特化した学科を設けることで低下した進学率の向上を図る。また授業料を安くすることで進学を促すとともに家庭における教育費の負担を減らす。

Inaugurating Taught by Elderly ～高齢者保育～
保育施設の不足を解消するために町のおじいちゃんおばあちゃんに子どもの面倒をみてもらう。両親の共働きの手助けをするとともに、地方特有の町のつながりや高齢者の外出を促す。

福島の潜在能力を掘り起こし
輝かせる！

これが、私の政策ポリシーです。

1. エネルギー政策・・・「マイクロ水力発電」と「木質バイオマス発電」という、福島にピッタリの新しい再生可能エネルギーを導入！

2. 教育に新たな風・・・子供たちの教育はどうしても厳しくウツロしがる……そこで子供たちの教育の前に「全寮」を導入して子供もスッキリ！科学的根拠に基づいているので必ずや効果を発揮できよう。政策では「グループ学習」「総合学習」の時間を増やし、学びを深め、

3. 産業政策・・・福島に新たな産業と格付けさせる！そこで目をつけたのは「宇宙産業」。

● 同一の争点 (教育政策, 観光政策等) について候補者の政策を横断的に整理した「争点表」
※候補者間の対立軸を意識したもの。

各種争点に対する各候補者の考え方				右から居出順
高橋 なお	あつみ 駿	さとう まき		
現時点では、福島県児童の肥満率は、増加傾向にある。この現状を改善するため、食育プログラムと運動プログラムを定期的に実施すること、子供の頃から元気な体づくりをサポートする。	現時点で、福島県児童の肥満率は、増加傾向にある。この現状を改善するため、食育プログラムと運動プログラムを定期的に実施すること、子供の頃から元気な体づくりをサポートする。	先生から一方的に教えられる今の授業スタイルにNO！クラスの仲間と意見交換や討論をする参加型の授業を導入し、学生の意欲を高める。また、午後の授業開始前に15分間の「昼寝タイム」を導入し、メリハリのある学習環境を整える。	様々な専門分野に特化した学校を設立することにより県内の進学率の向上を図る。また、故郷に関する教育を地元の高齢者を通して体験することにより、地元への理解を深め、他県への若年層の流出を防ぐ。	次世代の育成に関する政策 (教育政策)
福島県のプロジェクトを活用し、地域活性化を目指す。スポーツ教室の実施など、地域密着型の活動を行うことで、県立人材派遣会校の設立により、雇用を増加させ、産業の活性化を図る。	福島県は、木質バイオマス発電の導入で林業を活性化し、農村部の雇用を創出し、林業の活性化による長期的な産業の振興を推進。民間用宇宙シャトル製造拠点を相馬市に建設し、大規模産業の福島定住化と浜通りの安定雇用をダブルで実現。	福島には素晴らしい魅力がたくさんあるが、発信力が弱い。効果的があるCM等を企画・出演し、積極的に「熱い」トピックをPRを行う。	ワーケーションを中心とした労働状況・条件の改善を図る。具体的には月当たりの残業時間に制限を設ける。休日出勤の抑止、賃金を抑えた正規雇用枠を増やし就職口を拡大させる。	産業振興・地域振興に関する政策
この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真に撮り、縮小して印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。	県内には本格アウトレットモールを建設。県内の商業を活性化させると同時に県外への買い物客の流出を防ぐ。大規模の野外音楽フェスティバルなどを定期的に開催し、その他全県からの集客が見込めるようなイベントの誘致を行う。	観光振興に関する政策		

1 本学習のねらい

ここでは、模擬選挙(1)の発展形として、生徒が知事選挙の候補者となり模擬政策討論会を開催する。実施に当たっては、事前に地域ならではのテーマを設定し、課題を整理することとなり、この「地域課題の把握」と「解決策の提案」が、非常に重要な意味を持つ。また、候補者と「政策立案ブレーン」によるグループワークを通じて、地域課題に主体的に取り組んでいくことの大切さを学ばせたい。

2 解説と指導上の留意点

1. 実施に当たって

- (1) 政策討論のテーマを設定する。生徒からアンケートなどで意見を聞いてもよい。

〈例〉

地域産業の活性化、少子高齢化対策、コミュニティの再生、省エネ・環境対策、インフラ整備、公民館など公共施設の統廃合、学校教育、地域雇用の創出、水道料金の値上げ、地域による公共サービスの格差対策、災害に強い街づくり、農業再生、市町村合併など。

- (2) 生徒全員にアンケートを行う。

①政策討論会は2回行うので、テーマを4つ程度選び、生徒たちの興味・関心、意見や考え方の傾向を読み取る。

〈アンケート例〉

アンケート：次のテーマについて、あなたの意見や考えに最も近いものに○を付けなさい。

1. 本県の地域産業の活性化について

- (1) 活性化の中心はどのようなものを想定しますか。

- ①農林水産業を中心に活性化 ②鉱工業を中心に活性化
③第3次産業を中心に活性化 ④その他(具体的に記入)

- (2) 上記の選択が①だった生徒に聞きます。農林水産業でどのようなことを行いますか。

- ①県による米作農家支援 ②農協などによる農家支援

- ③農家の自立を促す支援（6次産業化を含む）
④農業法人等，企業と連携した支援 ⑤その他（具体的に記入）

（中略）

（4）上記（1）の選択が③だった生徒に聞きます。第3次産業でどのようなことを行いますか。

- ①IT 関連企業など，先端企業を誘致する
②伝統工芸などの地場産業を活性化する
③新エネルギーの開発など，新しい技術開発に取り組む
④流通拠点として，〇〇地方の拠点化を進める
⑤通信網の拠点化を目指す ⑥その他（具体的に記入）

（以下略）

②アンケートから，2回政策討論会が開催できるように4人の候補者を2組選び，生徒を指名する。また，それぞれの候補者に候補者の立場に近い生徒から政策ブレンを推薦する。

- （3）与えられた準備期間中に，「政策討論会」の準備を行わせる。例えば与えられた第1テーマが「地域産業の活性化」だとしたら，生徒用 p.58 のような政策提案を準備させる。
（4）教員が第1テーマと第2テーマを指定する場合，各候補者は独自の「第3テーマ」を設定し，他の候補者と違う政策提案を行うことも可能であることを指導する。
（5）政策討論会当日，各候補者は討論会の資料として，A4用紙1枚の資料を配布できるので，その作成を行わせる（生徒用 p.60 参照）。

2. 政策討論会当日

- （1）政策討論会の司会は教員が行い，「一問一答形式」で各候補者の政策を提案させ，また，司会の進行で討論を行わせる（生徒用 p.61 参照）。候補者と政策ブレン以外の生徒は政策討論会の聴衆となり，討論会終了後，一票を投じる。
（2）政策討論会終了後，有権者役の生徒に候補者の提案した政策を比較して「知事としてふさわしい」人物に投票するよう指示する。同時に，各候補者に政策提案の「良かった点」，「よく分からなかった点や疑問に思った点」，「ここを改善するともっと良くなった点」というアドバイスを，「アドバイス用紙」などを用意して記入させ，候補者と政策ブレンに還元する。
（3）次回の授業で「本県の課題と今後の政策」というレポートを提出するよう指示する。

3. その他

例えば、「県債を大幅に発行してでも、景気対策を優先する or しない」、「少子化対策を最優先にする or 高齢化対策を最優先にする」との対立軸で、4つの政党を作らせた後に公約を作成させ、4党の政策論争をトーナメントで行う、という政策論争も考えられる。

3 評価の視点

評価の視点については、「第3章 模擬選挙(1)（「チャレンジ」を含む）／模擬選挙(2)」、「第4章 模擬請願」は便宜上公民科で実施した場合における評価を行う際の視点を示している。総合的な学習の時間や特別活動などで実施する場合は、適宜それぞれのねらいに対応した評価の観点を設定し、それぞれの学習活動を実施することが求められる（「第5章 模擬議会」については、総合的な学習の時間で実施するものとして評価の視点を示している）。

- 現代日本における地方自治と選挙に対する関心を高め、模擬的な立候補を通した政治参加の在り方について考察しようとしている。
- 地域の課題を自ら見出し、模擬的な立候補を通して課題解決の在り方について多面的・多角的に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
- 地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。

実践編：模擬選挙(2)(生徒用 p.62～71)

1 本学習のねらい

本章で取り上げる模擬選挙(2)は、実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことを通じて、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主体的な投票行動へとつなげていくことを目指している。

実際の選挙において発信されるまさに現実の情報に生徒が触れ、自分の考えを深め、判断していくという活動が適切に行われるよう学校として取り組みたい。

なお、実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが不可欠である。

2 解説と指導上の留意点

1. 公民科の授業での学習指導案

単元 「現代社会」(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

「政治・経済」(1) 現代の政治 ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

* どちらの科目でも、「選挙と政党」の単元で扱う。

単元目標 民主政治を維持するには、国民の政治参加と自律的な行動が大切であることを理解させる。

指導計画 1 時間目 若年層の低投票率とその影響(生徒用副教材 解説編第4章「年代別投票率と政策」参照。ワークシート「模擬選挙の前に」Q1, Q2を活用)

2 時間目 政党の役割と選挙制度(生徒用副教材 解説編第2章「選挙の実際」参照)

3 時間目 投票の基準について(ワークシート「模擬選挙の前に」Q3, Q4を活用)※本時
(次時までの課題：ワークシート「政党や政策を比べてみよう」)

4 時間目 模擬選挙(放課後等に設定することも可能である)

5 時間目 模擬選挙を振り返って、世論形成とメディア(ワークシート「模擬選挙を振り返ろう」)

本時の目標 1. 間接民主政治を支える公正な選挙制度の仕組みを知る。

2. 選挙公報や新聞などの有用な資料を読み取り解釈する。
3. グループワークを通じて、意見の違いを認識し、コミュニケーション能力の向上を図る。

本時の学習の流れ（本時3／5）

	学習活動	指導上の留意点
導入 (5分)	実際の選挙をイメージして、投票用紙に何を書けばよいか考える。	前時（2時間目）の学習を振り返り、選挙の種類によって候補者名、政党名の一方しか書いてはいけなかったり、どちらかを書けばよかったりすることに気付かせる。
展開 (35分)	投票の基準について、自由に意見を出し合う。 自分の関心のある政策と他の生徒の関心のある政策の比較などを通じて投票先の判断について考えを深める。	個人では意見が出にくい場合は、グループで話し合わせた過程や結果を発表させるとよい。
まとめ (10分)	次の時間に模擬選挙を行うことを知る。 自分の関心のある政策と各政党の力を入れている政策の重なりなどを基準に投票先を判断することなどが考えられることに気付く。	次の時間までの課題として、政党比較表を各自で作成しておくよう指示する。また、政策比較のための座標軸を整理するよう指示する。 選挙公報や参考となるウェブサイトがあることを紹介する。

2. 事前準備

① 必要なもの

- 投票用紙：教員が印刷する（場合によっては、選挙管理委員会の協力を得る）。
- 投票箱、記載台：あらかじめ連絡することで、市区町村の選挙管理委員会から借りられる可能性がある（場合によっては、選挙啓発グッズも提供してもらえる。記載台を用いるときは、記入用鉛筆を用意する）。
- 選挙公報：あらかじめ選挙管理委員会に必要枚数などを連絡しておく入手が容易となる。ただし、公示・告示日直後に模擬投票日を設定すると、入手が困難である。また、入手が困難な場合には、各生徒が家庭から持参することとする。
- 冊子状の公約集：選挙運動期間中は配布できる場所が限定されており、学校で配布することはできない。生徒が政党のウェブサイトから情報収集するなど自ら集めるよう指導することが適当である。
- 学習プリント：生徒自ら、新聞記事やニュースサイトなどから情報を収集させることが基本である。情報収集の際には、6～7人のグループに分けて、争点ごとに各政党

の主張をまとめさせることもできる。

- ・集計用紙：投票結果を集計する用紙を教員が用意する。
- ・投票を呼びかけるポスターなど：教員又はボランティアの生徒により複数用意し、校内に掲示する。選挙管理委員会から啓発用ポスターを入手できる可能性もある。

② 事前学習

模擬選挙の事前学習として、本単元の指導計画の1時間目から3時間目に示した学習活動を行うことが必要である。

1時間目は、生徒用副教材の解説編第4章「年代別投票率と政策」を参照して、若い世代の投票率が他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきていることを資料から読み取らせ、そのことによる影響を考察させる時間である。ワークシート①「模擬選挙の前に」のQ1、Q2についてグループで話し合い、その内容を発表させることで、学級全体で若い世代の投票率低下についての課題意識を共有させることが大切である。

2時間目は、生徒用副教材の解説編第2章「選挙の実際」を参照して、候補者が立候補して選挙運動を行う過程と有権者が投票するまでの過程、開票から当選人の決定に至るまでの流れについて理解させる時間である。その際、選挙に関する細かい制度や仕組みを理解させることよりも、有権者として実際に投票を行う際の流れを具体的にイメージできるようにさせることに留意して指導する必要がある。

本時である3時間目は、有権者として実際に投票する際に何を基準に投票するのか考察させる時間である。2時間目までの学習を踏まえて、ワークシート①「模擬選挙の前に」のQ3、Q4について話し合わせるとよい。あわせて、次の時間に模擬選挙を行うことを告知する。

また、生徒用副教材では、4時間目に行われる「模擬選挙」に向けての事前学習として、公約や政策を比較し、まとめるを行うことを念頭においている。具体的には、生徒用副教材のp.66～67にワークシート②「政党比較表を完成させよう」を示しているが、当該ワークシートについては、全学年で実施できるよう自宅学習などの課題として取り組むことを想定している。なお、当該ワークシートにまとめた内容を選挙運動期間中に発表することは選挙運動と認められるおそれがあるので、十分留意する必要がある。

さらに、生徒用副教材に示した「政策比較のための座標軸」は、縦軸と横軸に生徒自身に関心のある2つの政策をそれぞれ配置し、それらの政策に対する各政党の考え方が座標のどの辺りに位置付くか記入させるためのワークシートである。必ずしも座標の4象限の中に位置付けなければならないというものではなく、取り上げた政策に対して積極的でも消極的でもなくその中間であるといった場合には、縦横の座標軸上に位置付くといった場合も考えられる。また、授業で生徒用副教材の参考編第3章「調べてみよう」に掲載された、参考となるウェブサイトを紹介しておく、生徒自身でアクセスして調べてみるのが期待される。

3. 投票

投票の方法は、2つに大別できる。生徒用副教材には①のパターンを取り上げたが、生徒会が呼びかけ、生徒が中心となり実施したり、期日前模擬投票も可能になるなど、②の方が実際の選挙により近く、主体的な投票行動を促すことができる。

①授業時間内に実施する（公民科、総合的な学習の時間、ホームルームなど）

教室内で投票する。

②昼休みや放課後に実施する

社会科教室や会議室などに設けた模擬投票所で投票する。

授業内に投票をする場合は、全員に投票用紙を配布し、記入、投票という手順となる。ただし、自由投票であることを教員がきちんと説明する必要がある。

昼休みや放課後に投票する場合には、模擬投票所に受付を設け、氏名をチェックした後、投票用紙を渡す必要がある。また、投票を呼びかける放送なども有効である。これらを生徒会役員やボランティアの生徒に担わせることにより、より生徒が主体的に関わる模擬選挙を実施することができる。

感想やアンケート（無記名）は投票時又は投票後に書かせるとよい。

4. 開票

教員の立会いの下、生徒会役員やボランティアの生徒によって行うとよい。選挙管理委員会が指導・協力するケースもある（公表については、「7. 公職選挙法上の留意点等について」参照）。

5. 模擬選挙の実施に当たっての配慮事項

事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行うことが適当である。また、他の教員や生徒に協力を要請する一方、最寄りの選挙管理委員会や模擬選挙をサポートしてくれる団体と連携することで、投票箱、記載台、選挙公報、選挙啓発用ポスターなどを準備することが可能となる。保護者に対しては必要に応じて事前に実施のお知らせを配布する。

生徒用副教材では衆議院議員総選挙のうち、比例代表選挙を取り上げたが、参議院議員通常選挙や地方選挙でも実施できる。また、衆議院議員総選挙では、生徒が居住する地域の選挙区が学校所在地の属する選挙区と異なっている場合もあることに配慮した上で小選挙区選挙も併せて実施できるものと考えられる。また、地方公共団体の選挙などは、身近な課題が争点となることも多く、より自治意識が高まることも考えられる。なお、政党だけでなく、候補者を取り上げて模擬選挙を行う場合には、候補者の個人的な要因により安易に判断するのではなく、本活動の目的に沿った政策を中心とした判断が行われるよう

配慮することが求められる。

6. 模擬選挙(2)の振り返り

実際の選挙にあわせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の結果と実際の選挙結果とを比較し分析することは、本学習活動のねらいを達成するために有効である。そこで、ワークシート③「模擬選挙を振り返ろう」に模擬選挙の結果と実際の選挙結果を記入させ、なぜ結果に差が出たかなどについて個人及びグループで考察させる。結果に差が出ていた場合、生徒は、自分たちは若い世代にとって関心のある政策を中心に模擬選挙の投票先を判断したが、一方で自分たちがあまり関心を持たなかった政策も、他の世代の有権者にとっては重要な判断基準であったのではないかと振り返ることが考えられる。その際、考察した事柄を発表させる時間を取り、政治参加の在り方の一つとしての選挙という面から、更に考察を深めさせるとよい。

また、投票先を判断する際に参考とした様々な情報の多くがメディアを通して提供されたものであることに気付かせることや様々なメディアが自己の見解を述べていることから、多数のメディアから情報を得ることが求められるなど、メディア・リテラシーの重要性を認識させるとともに、世論形成に果たすメディアの役割の考察にも取り組ませたい。

なお、協力していただいた選挙管理委員会、模擬選挙をサポートしてくれた団体などに、生徒の感想とともに考察した結果を報告することも大切である。

7. 公職選挙法上の留意点等について

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙については、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い。

一方、選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施するということは、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないように留意して実施する必要がある。

公職選挙法上の留意点については、以下に示すが、特に選挙運動期間中に模擬選挙を実施する場合には、法律について深い見識を持つ選挙管理委員会等との連携を図ることが望まれる。選挙管理委員会等と連携することにより、選挙公報等を入手したり、投票箱等実践的な器具を借り入れることも可能となることから、模擬選挙を実施する際に、選挙管理委員会等と連携した取組が期待される。

① 事前運動の禁止(公職選挙法第129条関係)

選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間(選挙運動期間という。)においてのみ行うことができ、それ以外の期間に選挙運動と認められるおそれのある行為をすると、事前運動として公職選挙法第129条に違反するおそれがある。

るので、十分留意する必要がある。なお、選挙運動の考え方については、後述する。

② 人気投票の公表の禁止(公職選挙法第138条の3関係)

公職選挙法第138条の3は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定している。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行うことは公職選挙法上の「人気投票」に当たることから、模擬選挙の結果を公表することはできない。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、当該選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する必要がある。

③ 文書図画の頒布・掲示の制限(公職選挙法第142条、公職選挙法第142条の2、公職選挙法第143条、公職選挙法第146条関係)

選挙運動期間中に、ビラやパンフレット、ポスターなどの選挙運動のために使用する文書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書図画しか頒布・掲示することはできず、また、その枚数、頒布や掲示できる場所など様々な制限規定がある。そのため、下記のような点に配慮する必要がある。

- 各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布することができず、高等学校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第142条の2に違反するおそれがある。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある。
- また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト（いわゆる「まとめサイト」）は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられる。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられる。
- なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認められるおそれがある。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合であってもそれをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平等に扱わない限り公職選挙法第146条に違反するおそれがある。
- さらに、投影や印刷において特定の政党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要がある。

上述の留意点は、選挙運動期間中におけるものであるが、選挙運動期間外に過去の国政

選挙の資料や現にホームページ上に掲載されている資料を活用して模擬選挙を行うことは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。また、選挙運動期間外に教員が各政党の主要な部分における主張をまとめ、プロジェクター等で投影し、生徒に見せたり、生徒に配布したりすることも、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。なお、この場合でも教員が教育目的で作成・配布する教材については、教育基本法第14条第2項を踏まえ、政治的中立が確保されるようにすべきことは他でも言及しているとおりである。

このように、模擬選挙を行う時期を取って選挙運動期間から外し、前後にずらすなど実施時期を工夫することで、実践に取り組みやすくなることもある^{*}。ただし、選挙運動期間外であっても、例えば衆議院が解散され、総選挙が公示されるまでの選挙が近い時期に行われるなど、態様によっては事前運動となり、公職選挙法に違反するおそれがあることに留意する必要がある。

④ 投票の秘密保持(憲法第15条第4項及び公職選挙法第52条関係)

生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては、たとえ教育的なねらいがあったとしても、満18歳以上の生徒にそのような指導を行うことは憲法第15条第4項(投票の秘密)及び公職選挙法第52条(投票の秘密保持)の趣旨により控える必要がある。

また、公立学校の場合、公務員が有権者に対し、その投票しようとする若しくは投票した候補者の氏名や政党名等の表示を求めた場合は、公職選挙法第226条第2項(被選挙人の氏名等表示要求罪)が成立することとなる。

⑤ 満18歳未満の者の選挙運動の禁止(公職選挙法第137条の2関係)

満18歳以上の者は、公職選挙法上選挙運動となる行為を行うことは可能である。一方で、満18歳未満の者が選挙運動を行うことは、公職選挙法上、禁止されている。

このため、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中における選挙運動について、主体と客体の観点から整理するとおおむね次のとおりである。

① 満18歳未満→満18歳以上の場合

特に、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合には、満18歳未満の者が選挙運動を行うことができないことに鑑み、満18歳未満の者から満18歳以上の者に対する選挙運動が行われないように指導すべきである。

具体的には、例えば、授業において政策について議論させる過程で、満18歳未満の者が満18歳以上の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、選挙運動と認められるおそれがあり、公職選挙法第137条の2第1項に違反するおそれがあるので、この点特に留

^{*}模擬選挙を選挙運動期間から外して実施する場合、過去の資料を活用することとなるため、現在の政党等の主張とは異なる場合もあることに留意することが必要。

意が必要である。

なお、後述する選挙運動の考え方にもあるとおり、ある行為が選挙運動と認められるかどうかは、その行為の方法や時期など様々な状況を考慮して、実質に即して判断されることになるので留意する必要がある。

②満 18 歳未満→満 18 歳未満の場合

次に、満 18 歳未満の者から満 18 歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満 18 歳未満の者から満 18 歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけた場合や、その者を通じて間接的に有権者である他の者へ働きかけた場合などは、選挙運動と認められるおそれがあり、態様により、公職選挙法第 137 条の 2 第 1 項や第 2 項に違反するおそれがあり、この点特に留意が必要である。

③満 18 歳以上→満 18 歳以上の場合

また、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合でも、満 18 歳以上の者同士の間での取扱いについては、選挙運動を行うことが可能であることから、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。

④満 18 歳以上→満 18 歳未満の場合

最後に、満 18 歳以上の者から満 18 歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満 18 歳以上の者から満 18 歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけることも直ちに規制されるものではない。ただし、満 18 歳以上の者が満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をした場合は、公職選挙法第 137 条の 2 第 2 項に違反するおそれがある。

このように選挙運動については、満 18 歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満 18 歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されているということを前提に、特に満 18 歳以上と満 18 歳未満の者が混在する第 3 学年等においては指導を行う必要がある。

なお、ある行為が選挙運動であるかは最終的には司法で判断されることとなるが、選挙運動とは、判例・通説では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」とであると解されている。

具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象等）を総合的に観察することによって、実質に即して判断されることとなる。

こうした点を踏まえ、生徒用副教材においては、模擬選挙（2）として、実際の国政選

挙に伴って実施することが可能な例を示している。

具体的には、選挙運動期間中等に模擬選挙を行う場合、投票に当たって重視する政策分野について、個別の政党に触れず模擬選挙前に政党や候補者を選ぶポイント（判断基準）について、グループディスカッションを行ったり、クラスで発表させたりすることやその後各政党の政策を宿題としてまとめさせたりする実践例である。これらの活動は、一般的には、公職選挙法上、直ちに規制されるものではなく、満18歳以上と満18歳未満の者が混在する第3学年等においては、このような学習活動を行うことが考えられる。ただし、各政党の政策を宿題としてまとめたものを発表させる場合、選挙運動と認められるおそれがあるので、十分留意する必要がある。

また、特定の政党の支持を働きかけることなく、特定の政党のみが賛成又は反対しているものではないテーマを選び、そのテーマに関して政策を比較したり評価を行ったり政策の支持を働きかけたりしても、公職選挙法上、直ちに規制されるものではないことから、そのような工夫を行うことも考えられる。

ただし、満18歳以上と満18歳未満の者とが混在する第3学年等において生徒用副教材の「模擬選挙（2）」で示されたような学習活動を行う場合であっても、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることを伴う場合は、上述したような選挙運動と認められるおそれがあることに留意する必要がある。

⑥ 教育者の地位利用の選挙運動の禁止（公職選挙法第137条関係）

公職選挙法第137条において、「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」とされており、教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできないことについても併せて確認しておきたい（p.81 参照）。

なお、生徒から各党の政策や公約の言葉の意味や内容について質問を受けたような場合、それらについて単に言葉の意味や内容を説明することは公職選挙法上直ちに規制されるものではない。

8. 第3学年等において模擬選挙を実施する場合の留意点

満18歳未満の生徒は、選挙運動となる行為を行うことはできず、また、満18歳以上の生徒に、教員が授業において特定の候補者や政党への投票意思を表明させることは避ける必要があることなど、公職選挙法上、様々な制限がある中、選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施する際には、それらに抵触することがないように留意する必要があることはこれまで述べてきたとおりである。

このため、満18歳以上の有権者である生徒と満18歳未満の有権者でない生徒とが混在する第3学年等において、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間

中やその直前などに、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたり、教員が生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたりするような学習活動を学級等の集団全体で取り組むことは、前者については選挙運動に当たるおそれがあり、後者については投票の秘密保持の趣旨からそれぞれ困難が生じることが想定され、これを踏まえた慎重な対応が求められる。

また、これまで見てきたような公職選挙法に関する留意点を踏まえ、満18歳未満の生徒については選挙運動を行わせないようにするとともに、満18歳以上の生徒については、違法な選挙運動とならないような配慮が必要である。もとより後者については、教育基本法に定める学校の政治的中立性が確保されることが必要となる。具体的には、生徒が教育活動の本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治活動を行うことがないように教員の適切な指導の下、授業全体として政治的中立性を確保することが必要である。

3 評価の視点

- 現代日本における政党政治と選挙に対する関心を高め、選挙を通じた政治参加の在り方について考察しようとしている。
- 模擬選挙を通して政治参加の在り方について多面的・多角的に考察し、様々な立場、考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程を適切に表現している。
- 選挙や政策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し、その情報を適切に選択している。
- 政党の役割と選挙制度、選挙を通じた政治参加の重要性について理解し、その知識を身に付けている。

1…基本的な考え方

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、「特別支援学校（知的障害）」という）においては、政治やそのプロセスである選挙の仕組みを学習するに当たり、個々の生徒の知的障害の状態を踏まえ、物事への理解の程度やコミュニケーションの状況等を含めた日常生活や社会生活への適応状況、さらに学校、地域等の実態に即して、指導目標や指導内容を具体的に設定する必要がある。

特に、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことがある。そのために、生徒の卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について生徒の体験に結び付けた具体的な学習活動を指導計画の中心に据えながら、学習で得た知識を実践できるようにしていくことが必要である。

こうした配慮は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障害を併せて有する生徒に対しても同様である。

2…「生徒会役員選挙を通して、選挙の仕組みや投票の仕方を学ぼう」
岩手県立盛岡峰南高等支援学校(知的障害)の実践例

1 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けは、特別支援学校（知的障害）高等部「社会科」と特別活動を合わせた指導として行っている。

2 単元のねらい

生徒会役員選挙を通して、選挙の意義や具体的な仕組みを理解し、実践する力を身に付けるとともに、他者に自分の考えを伝える力や他者の意見を理解し行動できる力を育成する。

3 単元目標

- ・自分たちの学校生活を充実向上させるために主体的に考え、生徒会役員として適切なリーダーを選出する。
- ・生徒会役員選挙を通して、国、県、市区町村の選挙の仕組みや投票の仕方について学ぶ。

4 授業計画(4時間)

本時間以外にも、ショートホームルーム等を利用して計画的な指導を実施。

	学習活動	①障害に基づく配慮 ②指導上の留意点
事前学習	生徒会役員選挙告示、立候補者告示、選挙運動、期日前投票等、投票までの一連の流れについて学ぶ。	①選挙に関係する用語についてその意味等について丁寧に説明する。 ②生徒会役員選挙管理規約に基づき、生徒が主体的に選挙を運営できるよう支援する。
役員立候補者等による演説会	立候補者及び責任者は、自分の考えをまとめ、演説する。他の生徒は演説や他者の考えを聞き、誰に投票す	①生徒の理解の程度に応じて、演説の要点をメモし、必要な生徒が確認できるようにする。

	るか考える。	②当日混乱なく実施できるよう、生徒全員に対して、投票に当たっての留意事項を説明するとともに、立会演説会前日に立候補者及び責任者のリハーサルを行う。
投票・開票	選挙における実際の投票の流れに沿って受付後、投票をする。	①生徒の理解の程度に応じて、投票上の諸注意についてメモで示すようにする。
開票結果の発表	開票速報を校内放送する。 開票結果を掲示する。	②学級での事後学習の途中、開票速報を校内で放送し、開票結果を多目的ホールに掲示する。
事後学習	生徒会役員選挙の振り返りをしながら公職選挙法について学習する。	①振り返りがしやすいように、学習場面を時系列にして写真で示す。 ②投票後は教室に移動し、公職選挙法について、ワークシートを活用して学習する。



● 立会演説会の様子



● 投票用紙への記載



● 投票の様子

3…障害に応じた配慮

生徒の知的障害の状態等に配慮し、下記のような指導上の工夫を行った。

- 生徒会選挙の実施に当たっては、生徒の理解の程度に応じて、選挙に関わる「公示」、「告示」、「期日前投票」、「立会演説会」、「投票」等の用語を具体的に説明し、理解を得られるようにしておく。さらに、実際の生徒会選挙の選挙活動を通して、実践的・体験的に学習できるよう配慮する。
- 投票用紙は、生徒の理解に合わせて、候補者の氏名を記載する投票用紙と、候補者の顔写真があり、「○」や「シール」で選ぶことのできる2種類の投票用紙を作成する。
- 生徒の理解に合わせて、候補者演説の要点についてメモを作成し、投票者を考える際の参考にできるように配慮する。
- 生徒会選挙管理委員、候補者、責任者に対しては、個別のスケジュール表を作成して説明し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるように配慮する。
- 盛岡市選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙実施方法に近い環境を作り、国、県、市区町村の選挙の意義や目的を理解し、投票場面などに生かされるように配慮する。
- 事後学習でワークシートを使い、学習を振り返りながら、政治や選挙の仕組みについて確認し、生徒会選挙と国政選挙などとの相違が学習できるように配慮する。

4 参考資料

模擬選挙後のアンケート(例)

Q1. これまでに模擬選挙に参加したことはありますか？

1：ない（今回が初めて） 2：ある → 今回で 回目（回数を記入する）

Q2. 模擬選挙の前、あなたの選挙や政治に対する関心はどの程度でしたか？

1：関心があった 2：少し関心があった 3：あまり関心がなかった
4：関心がなかった 5：どちらともいえない

Q3. 模擬選挙で投票することで、あなたは選挙や政治に関心を持ちましたか？

1：関心が高まった 2：少し関心が高まった 3：変わらない
4：ほとんど関心が高まらなかった 5：全く関心が高まらなかった

Q4. 今回の模擬選挙では、何を一番重視して投票先を選びましたか？

1：政党（政党が獲得するであろう議席数） 2：経済政策 3：財政再建
4：安全保障・外交 5：資源・エネルギー政策 6：農林水産政策
7：社会保障政策 8：教育政策 9：その他（ ）

Q5. 今回、選挙に関する情報を主にどこから得ましたか？

1：テレビ 2：新聞 3：ウェブ上 4：SNS 5：口コミ
6：選挙公報のみ 7：全く得ていない 8：その他（ ）

Q6. あなたに選挙権があったら、今回の選挙で投票したいですか？ それともそう
は思いませんか？

1：投票したい 2：投票したくない 3：分からない

Q7. 政治に対する期待や希望はありますか？ その理由も記入してください。

1：期待や希望がある 2：期待や希望がない

(理由)

Q8. 模擬選挙を行った感想を記入してください。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいずいくん

模擬選挙をやってみよう！

「参議院議員通常選挙」

現在、また、近い将来の有権者である皆さんに、ぜひ、選挙に関心をもってもらいたいと思い、実施します。

Q1：いつ？ A：○月○日（○） 昼休み～16：00 まで
Q2：どこで？ A：社会科教室



参議院議員選挙とは？

参議院

- 任期は6年、3年ごとに半数を改選(121人)する
- 解散はない
- 被選挙権は30歳以上

選挙区

- 改選数は73
- 原則都道府県単位(人口に応じて1～6人区)

比例代表

- 改選数は48
- 政党名でも個人候補者名でも投票可能

候補者 A

候補者 B

あるいは ○○党

参議院議員は242名、任期6年で、3年ごと半数改選です。

今回の選挙では、121名が選ばれます。

参議院議員選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙で議員を選出します。

選挙区は原則都道府県単位ですが、1人区が32もあります。東京からは6人選びます（○人が立候補）。

＊「一票の格差」

10増10減の定数見直しを実施した（平成27年）
比例代表は全国区で48人選びますが、○政党・政治団体が、○人候補者を立てています。

＊「非拘束名簿式」

有権者は政党名と個人名のどちらも書ける／政党名と個人名の合計が政党の得票／ドント式で各党に議席配分／個人名票が多い順に当選者が決まる



ネット選挙解禁って？

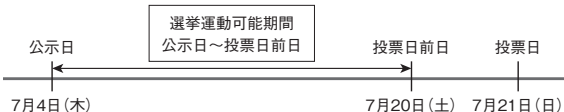
ネット選挙で可能な行為

	有権者	候補者	政党
SNSで投票を呼びかける	○	○	○
メールで投票を呼びかける	×	○	○
選挙運動メールを転送する	×	○	○
ビラ、ポスターをサイトから印刷して配布、掲示する	×	×	×

公職選挙法の改正（平成25年）でインターネットを利用した選挙運動が可能です。

（選挙運動とは、特定の候補者を当選させることを目的として働きかけをすること）

＊インターネットで投票できることはありません！



しかし、満18歳未満の者は、選挙運動をしてはいけません！



今回の選挙の争点は何？

インターネットで、政党や候補者の公約を読んだり、動画を見たりできます。模擬選挙の前には、**全員に選挙公報を配布します**。それを読んで、しっかり考えて、ぜひ投票してください（強制ではありません）。

平成〇〇年〇月〇日

保護者の皆様へ

県立〇〇高等学校長 〇〇 〇〇

「模擬選挙」実施のお知らせ

〇〇の候、皆様には益々ご健勝のことと存じます。また、日頃の本校の教育活動へのご理解ご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、〇〇県立〇〇高校では、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育を推進することとし、その中で政治参加教育として、来る〇月〇日に行われる参議院議員通常選挙の日程に合わせ、生徒が実際の選挙の候補者や政党に投票する「模擬選挙」を、実施することといたしました。

公職選挙法等に抵触しないよう、政治的中立性を保ち、教育委員会及び選挙管理委員会の指導も仰ぎながら進めてまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

1 実施のねらい

若年層を中心に投票率の低下傾向がうかがえる中、今日の民主政治について、生徒自らが考え公正に判断できるよう、良識ある公民として必要な能力と態度を育成する。

2 実施の概要

- (1) 対象：全校生徒を対象
- (2) 校内投票日：実際の投票日の前日以前（期日前投票を含む）
- (3) 投票の形態：自由選挙（誰にも干渉されず、自分の自由な意思で投票できる）及び秘密選挙（誰がどの候補者や政党に投票したか分からないよう、投票の秘密が守られる）
- (4) 開票：実際の選挙の当選人確定後、開票を行う。
- (5) 留意点：教育基本法や公職選挙法等を踏まえ、政治的中立性を保つとともに、生徒の投票への不適切な働きかけがないよう十分注意する。

問合せ先

副校長 〇〇〇〇

電話（〇〇〇）〇〇〇〇

実践編：模擬請願(生徒用 p.72～76)

1 本学習のねらい

直接地域で願いをかなえるため、国民は請願する憲法上の権利を有している。これは直接民主主義が制度化されたものである。

本活動では、地域の願いを知る、公益を考えて書面に仕上げる、振り返るというステップを踏みながら、生徒が地域課題を把握するとともに、請願というかたちでの解決策の提案を行うことについて学習する。

条例の制定・改廃の請求や議員解職請求も直接民主主義の現れであるが、個人やグループの公益性の高い願いを直接議会が審議し採択する過程に触れることを通じて、政治がより身近なものであることを実感させたい。

2 解説と指導上の留意点

本活動は、事前学習を除き、生徒用副教材で示す3つの活動と振り返りも含め4時間の学習を行うことを想定している。また、必要に応じて議会を訪問することも考えられる。

1. 事前準備

地域（市区町村、都道府県）の人々の願いをかなえるために地方の政治は行われている。間接民主制をとる日本では、選挙で地域の代表者として議員を選んだり、首長（市区町村長や都道府県知事）を選んだりすることは重要な政治参加の手段である。

また、地方自治においては議員（市区町村議会議員や都道府県議会議員）を選んで首長の政治をチェックするとともに、議員も住民代表として政策立案が求められている。

教科書や生徒用副教材から、間接民主主義の仕組み、地方議員や首長の役割等を指導しておきたい。

2. 「模擬請願書の作成」に当たっての留意点

① 地域の願いを集めよう

生徒が、①教育、②福祉、③ごみ・環境、④交通、⑤街づくりからテーマを選び、保護者や地域に住む方々にインタビューする意味は、これらの課題が国や日本全体の課題というより、地域の課題であることが多いからである。

生徒にとって政治を真剣に考える上で、身近な課題を取り上げるのは重要である。街の課題や住民の要望は、個人の願い等の集まった公益のあるものである。「教室にエアコン

を付けてほしい」、「老人ホームが足りなくて困っている」、「郊外の大きな店舗以外は、古い街の商店街がさびれている」など、現在の住民の願いや街の将来を願う共通の声がある。それらを見つけ確認することは、地域づくりの上でも、実は政治の上でもとても重要なのである。

この取組を行うためには、事前にインタビューアである地域の人々にお問い合わせを学校から渡すと協力を得やすい。

その後、集めた地域の願い等をグループで集約する。生徒用副教材実践編 p.32～37の「話し合い、討論の手法」を活用することなどにより、多様な意見が出るよう促したい。

なお、本活動については、その主要な部分を家庭での課題とすることも考えられる。

② 優先順位を考えよう

実際に政策や予算措置を講じるに当たっては、財源に限りがあることから優先順位を考えることが重要である。ここでは、個人の個別・具体的な要望よりも社会全体の利益となるような公益を考えて、判断できる力を養いたい。

その後、①の活動に引き続き、グループごとに優先順位を考えることとなるが、根拠に基づき自らの考えを説明するとともに他の生徒の意見も受け止め、合意形成につながるよう指導したい。

なお、各テーマにおける議論を学級で発表させ、当該グループ以外の生徒の考え方を聞くことによって、より根拠のある請願づくりにつながる。

③ 請願書をまとめよう

本活動では、請願書の様式にグループの議論をまとめることとなる。

まずは、生徒用副教材 p.75 に基づき、請願の趣旨、請願理由、請願項目をまとめることとし、その際、請願したい内容が明確となり、適切な根拠を提示することによって、多くの議員や市民に賛同が得られるようにすることが重要であることを指導したい。請願が個人的な要望にとどまることなく公益性の高いものとなるよう、生徒の視野を広げることが求められる。

活動の最後には、請願書の雛形を生徒に見せ、請願書の様式にまとめることとなる。

その際、学校が所在する都道府県や市区町村のホームページに請願書のモデルが掲載されていることが多いので、生徒の関心を高める上でも活用したい。

なお、授業時間が取れない場合には、当初から請願書そのものを作成することも考えられる。

応用編

市区町村役場は街の情報を総合的に持ち、住民に分かりやすいかたちで情報を公表している場合も多いことから、実際に市区町村役場を訪問することも考えられる。

その際、教育や福祉などの調査項目について、市区町村役場からデータをもらえるよ

うに、事前に調査項目をしぼるとよい（以下、その質問紙の例である）。

財政問題

今年度、財政で削った（大幅削減 5%以上）、増やした（大幅増加 5%以上）費用はどれか（前年度比を記入した上で、大幅増に○を、大幅減に△を付す）。

〈今年度予算の前年度比〉

議会費 総務費（役場建て替え） 民生費（福祉） 衛生費（ごみ・医療）

農林水産費 商工費 土木費（道路、下水、公園） 消防費 教育費 公債費

福祉調査

①介護保険料標準額はいくらか？

②子供の医療費の「無料化」は何歳までか？

3. 「議会事務局の訪問」の留意点

請願書をまとめるに当たって、より採択が期待されるようなものがどのようなものであるか、審議がどのような観点から行われるかを調べる観点から、議会事務局を通じて議員から助言を受けることで、より良い教育効果が期待される。

また、直接議員から模擬請願に関する意見を聞いたり、地域の政治の状況を聞いたりすることで、選挙で議員を選ぶだけの市民ではなく、街の課題を積極的に考え、まとめ、政策化する市民の在り方を学ぶことができる。

なお、このような活動の時間が取れないときは、議会事務局と相談して、半日議会見学会を開き、議事の傍聴や、議会の役割の説明を受けることなどにより、生徒の政治的関心が高まることが期待できる。

議会事務局は、議会の閉会中も毎日活動をしており、通常、市区町村役場、都道府県庁の中か、近くにある。また、議会ホームページで請願書の書き方を見つけることができる。

模擬請願の取組について相談する時期、方法については、地方議会事務局と綿密な打合せが必要である。その際、生徒の言葉遣い、服装の事前指導等を必要に応じて行う。

また、生徒が議員の指導を受ける場合には、政治的な中立性を確保するよう留意することが必要である。具体的には生徒への対応については異なる会派に属する複数の議員の対応を求めたり、本活動のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要である（p.88 Q&A のQ5も参照）。

なお、日程が合わない場合などには、生徒がまとめた模擬請願書を、インタビューした保護者や地域に住む方々に見せ、感想を求めることも考えられる。

4. 「振り返り」の留意点

感想を書く，手伝っていただいた方に礼状を出す，まとめのレポートを作成するといった活動をすることで，政治参加に必要な技能を身に付けていく。それを生徒同士で共有するとなおよい。

〈例〉

「初めて請願書を作った時，どのような気持ちになりましたか」

「議員は，地域の願いをどのように受け止めてくれたのでしょうか」

模擬請願書を作成する過程で，実際に地域の願いに耳を傾けながら市民のために活動する議員を目の当たりにした生徒が驚く場面も見られる。

生徒自らが動いて，市民の声を政治に届ける仕組みを知り，行動することはとても重要である。

3 評価の視点

- 現代の民主政治と政治参加に対する関心を高め，請願を通した政治参加の在り方について考察しようとしている。
- 地域の課題を自ら見出し，模擬請願を通して課題解決の在り方について多面的・多角的に考察し，様々な立場，考え方を踏まえ，公正に判断して，その過程や結果を適切に表現している。
- 地域の課題やその解決策に関する諸資料を様々なメディアを通して収集し，学習に役立つ情報を適切に選択して，効果的に活用している。
- 地方自治の仕組みと請願の方法，請願を通した政治参加の重要性について理解し，その知識を身に付けている。

4 参考資料

●自治体ホームページに掲載されている請願書の記入例

請願（陳情）の記入例

平成 年 月 日（提出年月日を記入）

水戸市議会議長 ○○ ○○ 様

請願（陳情）者 （個人の場合…氏名を記入）
（法人等の場合…名称及び代表者の氏名） 印
住 所
氏 名
〔ほか 名提出〕（署名簿がある場合に記入）

- ・ 押印は、提出者が、「個人の場合は個人印」、「法人の場合は法人印もしくは代表者印」、「権利能力なき社団の場合は代表者の個人印」となります。
- ・ 署名簿がある場合、署名者の人数は、署名簿の確認をした上で記入させていただきますので、記入しないでください。

（請願（陳情）の件名を記入）

- 例 1 ○○○・・・・・・に関する請願（陳情）
例 2 ○○○・・・・・・を求める請願（陳情）

【請願（陳情）趣旨】

請願（陳情）の内容、趣旨等を記入してください。特に、水戸市に何を求めているのか分かるように記入してください。

（結びの例）

例 1

以上を踏まえ、下記事項を請願（陳情）いたします。

例 2

よって、水戸市においては、・・・・・・に取り組むよう求めます。

以上、請願（陳情）いたします。

例 3（意見書提出を希望する場合）

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。

【請願（陳情）事項】

- 1 （要望事項を記入）・・・・・・
・・・・・・すること。
2 ・・・・・・
・・・・・・すること。

（水戸市）

実践編：模擬議会(生徒用 p.78～89)

1 本学習のねらい

模擬議会は、模擬選挙の“その先”，つまり間接民主制の根幹を成す議会における法律成立までの法案の審議過程を体験する学習プログラムである。生徒は、選挙を通して選ばれた議員として、実社会の課題を議案とし、実際の議会と同様に委員会や本会議といった審議過程を経て、採決までを行う。議会における議案の審議過程を体験することを通じて、

- 議会制民主主義と政治参加に対する関心を高める
- 自分の意見には根拠が必要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察する
- 現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断することを期待したい。

2 解説と指導上の留意点

1. 議会と議案について

模擬議会における議会とは、有権者による選挙で選ばれた議員が法律などを制定する合議制の機関の総称とし、形式的には我が国の国会をモデルとする。我が国の議会には、国会のみならず、都道府県議会や市区町村議会が存在し、両者には議院内閣制と二代表制という違いがあるものの、議案の審議過程において大まかな流れは共通している。国会の形式を採用する理由としては、議院内閣制において生じる与党と野党という対立構造が、争点を理解する学習の上で役立つためである。

また、模擬議会において扱う議案に関しては、国会で扱うものと限定するのではなく、柔軟に様々な範囲の議案を設定したい。後述のとおり「身の回り－地域(ローカル)－国(ナショナル)－国際(グローバル)」という異なる範囲の課題を議案として採用することによって、生徒の視野を広めることが可能となる。

なお生徒用副教材は、最低5時間用として作成してある。基礎的・基本的な知識の習得や、調べ活動に十分な時間を割くなど、生徒の実情にあわせて時間数を調節してほしい。

2. 争点の整理

① 模擬議会の流れの説明

まずは、生徒に模擬議会の大まかな見通しを持たせる。模擬議会は法律の成立までの法案の審議過程を経て学習を進めていくため、実際の国会における審議過程を確認したい。国会における一般的な審議過程は、以下のとおりである。なお、国会ではこれを衆議院と参議院で繰り返し、両院で可決されれば法案成立となる。

○法律案の提出

議員提出の法律案は、発議者が賛成者と連署してその議院の議長に提出する。

内閣提出の法律案は、内閣総理大臣から参議院又は衆議院の議長に提出する。

○議長による委員会への付託

議長が所管の委員会に付託する。

なお、重要な法律案については、本会議で趣旨説明を聴いた後、付託することがある。

○委員会の審査

委員会の審査は、基本的に、趣旨説明、質疑応答、討論、採決の流れで行われる。

また、公聴会、参考人意見聴取などを行う場合もある。

採決は出席議員の過半数の賛成が必要である（可否同数の場合、委員長が決するところによる）。

○本会議の審議

本会議の審議は、基本的に、委員長報告、討論、採決の流れで行われる。

採決は出席議員の過半数の賛成が必要である（可否同数の場合、議長の決するところによる）。

以上の実際の国会における審議過程と模擬議会を照らすと、1時間目は法律案の提出、2時間目は委員会への付託、3時間目は委員会の審査、4時間目は本会議の審議がそれぞれ該当する。もちろん生徒の学習の状況により時間数を調節することもできる。生徒用副教材の模擬議会には、上記の波線部に関するシナリオ（p.82～85、p.86～88）が用意されており、波線部中の討論の作成が学習の中心となる。

ここで時間が許せば、関連して、議会に関する事項について説明を行いたい。

- ・我が国は、国民の選挙で選ばれた代表者が議会で政治を行う間接民主制（議会制民主主義）の国である。選挙で国民の代表者を選ぶと同時に、議会でどのような議論がされ、どのような活動を行っているか注目する責任がある。
- ・立法府である議会では、主に法律の制定や予算の審議・議決などを行っている。

- ・我が国の議会では、委員会制度を採用しており、実質的な審議は委員会で行われる。そして、委員会で審議された結果が本会議に報告され議決される。

② 議案の発表、争点の整理

議案は40人クラスの場合、4つの議案を設定する。議案を教員が設定する基準は、「実社会における公共的な課題であること」に加え、「生徒に身近で、時事的であり、争点性を含むものであること」とする。また、複数の議題を扱う場合は「身の回り－地域(ローカル)－国(ナショナル)－国際(グローバル)という異なる範囲の課題であること」が望ましい。実社会の公共的な課題を扱うことによって、実社会でどのようなことが議論されているのか新聞やニュースに目を通すきっかけとなる。また、実社会の議論に即して調べ学習を行うことが可能となり、現実社会に参画している意識を持たせることができる。

模擬議会では、4つの議案のうちどれか一つの議案を担当し、与党は賛成の立場から、野党は反対の立場から審議していくこととなる。まずは、全ての議案について賛成・反対の立場からそれぞれの理由を考え、自分がどちらの立場を支持するかを考えさせる。生徒の学習の段階によっては、議案について事前に説明を加えた方が、生徒の理解が進む場合もある。宿題として、保護者の意見を聞いてくることも有効である。

3. 討論の準備

① 政党分けと委員会分け

(1) 政党分け

- ・政党とは、政治上同じ目的を持つ者が集まり、政権獲得と政策実現を目指す集団である。
- ・与党とは、議会の多数派で、内閣を組織して政権を担当する政党のことである。
- ・野党は、政権を担当しておらず、与党の政策に対して批判や監視を行う政党のことである。

模擬議会では、与党は議案に対して「賛成」の立場を取り、議案の可決を目指すこととなる。一方、野党は議案に対して「反対」の立場を取り、議案の否決を目指すこととなる。政党の分け方は、与党の数が野党の数よりも多くなるように教員が振り分けをする。例えば、40人クラスで4つの議案を扱う場合、与党24人・野党16人で分けるとよい。

(2) 委員会分け

- ・委員会は、予算・条約・法律案などの議案や請願などを、本会議にかける前の予備的な審査機関として、専門的かつ詳細に審査を行う。
- ・委員会には、常任委員会と特別委員会とがある。

- 委員会を開くには委員の半数以上の出席が必要で、議事は出席委員の過半数の賛成で決せられる。

模擬議会では、「身の回り問題対策委員会」、「ローカル問題対策委員会」、「ナショナル問題対策委員会」、「グローバル問題対策委員会」などの委員会を設置し、それぞれの法案を委員会に付託していく。40人クラスで4つの法案を扱う場合は、与党24人を4つの委員会に分け、野党16人を4つの委員会に分け、それぞれ一つの委員会につき与党6人、野党4人が所属するようにするとよい。これ以降の②～⑤に関しては、与野党それぞれのグループで行う。

② 討論の作成

(1) 討論の根拠

- 討論とは、反対・賛成の立場を明確にして、根拠を挙げながら、意見を述べることである。
- 討論は、以下の形式を取る。
「●●法案につきまして、●党を代表して、(賛成・反対)の立場から討論を行います。以下、(賛成・反対)の理由を3点申し上げます。第一に～。第二に～。第三に～。以上をもって、私の(賛成・反対)討論とします。」

ここでは、与党であれば賛成の立場から、野党であれば反対の立場から、担当する議案に対する根拠を検討する。まずは、前時の学習を参考にしながら、個人で根拠を整理させる。そして、グループで意見を共有した後、根拠を3点にしぼる。

なお、議会における討論は、いわゆる双括型の話型を取る。双括型とは、まず主張を述べ、その後に根拠を挙げ、最後に再び主張を述べるという話型である。討論の中には、ナンバリングとラベリングという議論の手法も含まれている。ナンバリングとは論点の数を示す方法であり、ラベリングとは見出しを付けることである。ぜひ論理的に意見を伝える手法として習得させたい。

- 双括型の話型〈主張→根拠→再主張〉
「私は～だと思う。なぜならば～だからである。よって、私は～だと思う。」
- ナンバリングとラベリングの手法
「理由は●点ある。第一に、「●●」である。これは～」

(2) 事実・具体例・引用

討論の根拠をより説得力あるものにするためには、「事実や具体例や引用」が必要となる。議論の説得性を高めるためには、事実報告やデータ、専門家の意見が求められる。以下の文例で「例えば～」に当たる部分に相当すると説明すると生徒は理解しやすい。

- 主張 → 根拠（理由付け＋**事実／具体例／引用**） → 再主張

私は〇〇だと思う。なぜならば～だからである。**例えば～**。よって、私は〇〇だと思う。

③ 議案の趣旨説明

- 趣旨説明とは、議案の主な内容や提出の理由を明らかにするために、提出者が説明を行うことである。
- 趣旨説明は、以下の形式を取る。

「●●法案について、その趣旨を説明いたします。本法案は、～するものであります。」

模擬議会では、与党側が法案を提出するものとする。このため、与党側が作成し、趣旨説明を行う。

なお、趣旨説明については、教員の説明を基に、論理的に作成するよう指導する。

④ 質疑応答

- 質疑とは、議案の提案者側に対して、法律案の疑問点について質問することである。
- 質疑応答は、以下の形式を取る。

質疑「～～？ この点についてお答えください。」

応答「お答えいたします。～～」

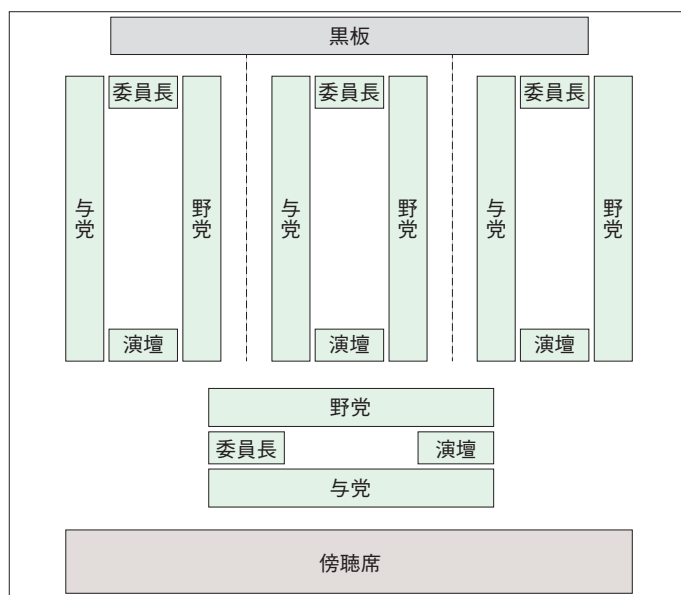
模擬議会では、与党側が法案を提出するものとする。このため、野党側から質疑を行い、与党側がこれに応答することとなる。模擬議会において、この質疑応答は、与党と野党が言葉を応酬させる唯一の場面であるため面白い部分である。しかし、特に応答する与党側は即興性が要求されるため、難易度が高い。生徒の学習の段階に応じて、最初のうちは事前通告制とするのがよいだろう。もちろん学習が進めば、質問の数を増やし、即興で応答することも可能となる。

⑤ 役割決め

与党からは、委員会採決において【委員長・趣旨説明者・応答者・賛成討論者】、本会議採決において【議長・賛成討論者】を選出する。野党からは、委員会採決において【質疑者・反対討論者】、本会議採決において【反対討論者】を選出する。

4. 委員会の開催

●委員会審査の場面図



① 委員会採決シナリオ作成

- 委員会の審査は、基本的に、趣旨説明、質疑応答、討論、採決の流れで行われる。
- 趣旨説明とは、法律案の提案者側が、提案内容を委員に説明すること。
- 質疑とは、法律案の提案者側に対して法律案の疑問点について質問すること。
- 討論とは、立場を明確にして、その根拠を挙げながら、意見を述べること。
- 採決とは、多数決により、委員会としての結論を出すこと。

委員会採決シナリオを事前に作成させる。生徒用副教材 p.82～85 の◎は、与党・野党共に事前記入させる。★は、与党に事前記入させる。☆は、野党に事前記入させる。※は、採決が終了した後、与党・野党共に記入させる。

② 委員会採決の実施

- 委員会室の配置には、学校の教室型と馬蹄型（U字型）がある。
- 委員長は、中央の委員長席に座り、公正な立場で委員会での審査を進める。
- 委員はその左右両側に座り、審査に加わる。

作成したシナリオに沿って委員会採決を行う。上の図のように教室を組み替えて実施するとよい。

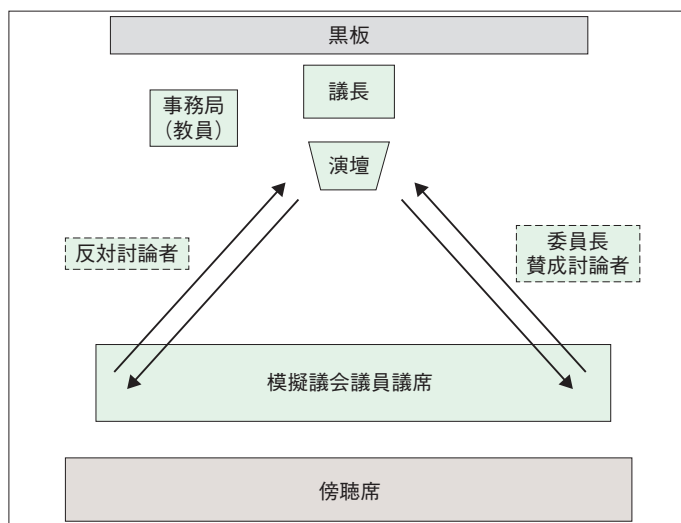
委員会採決においては、出席議員の過半数で可決される。採決に当たっては、生徒は議論を聞いた上で判断することとなる。しっかりとした根拠に基づいて採決に臨むよう指導

することが求められる。

なお、仮にある議案が否決された場合でも、模擬議会であることから、本会議にかけて判断を行うことが考えられる。

5. 本会議の開催

●本会議審議の場面図



1 本会議採決シナリオ作成

- 本会議の審議は、基本的に、委員長報告、討論、採決の流れで行われる。
- 委員長報告とは、委員長が法律案の内容、委員会での質疑や討論、採決結果を議員全員に報告すること。
- 討論とは、立場を明確にして、その理由を挙げながら、意見を述べること。
- 採決とは、多数決により、議会としての最終的な結論を出すこと。

本会議採決シナリオを事前に作成させる。生徒用副教材 p.86～88 の◎は、与党・野党共に事前記入させる。★は、与党に事前記入させる。☆は、野党に事前記入させる。※は、採決が終了した後、与党・野党共に記入させる。

2 本会議採決の実施

作成したシナリオに沿って本会議採決を行う。上の図のように教室を組み替えて実施するとよい。

本会議採決においては、出席議員の過半数で可決される。本会議採決は、「起立方式」で行う。

6. 振り返り

模擬議会をはじめとする討論型の授業では、振り返りの指導が大切である。採決結果以上に、議論を通じて、自分の意見がどのくらい深まったか、ゆさぶられたかをしっかりと整理させたい。なお、振り返りとして、議案に対して再度意見文を書いてみることや、与党側と野党側が一緒のグループとなり、お互いがどこまで妥協できるかを話し合うことなども考えられる。

3 評価の視点

本章の模擬議会については、総合的な学習の時間で実施するものとして下記の評価の視点を紹介している。なお、公民科などで実施する場合も考えられることから、そのような場合は、適宜それぞれのねらいに対応した評価の観点を設定し、それぞれの学習活動を実施することが求められる。

- 現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断しようとしている。
- 自分の意見には根拠が伴うことを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを考察しようとしている。
- 異なる意見や時には対立する意見が成立し存在する理由を理解し、議論を交わし、自分の意見を批判的に検討しようとしている。
- 議会における法案の審議過程を体験することを通じて、議会制民主主義と政治参加に対する関心を高めようとしている。